

# 訴 状

平成 年 月 日

地方裁判所民事部 御中

原告訴訟代理人弁護士 阪 野 公 夫

〒 市 区

原 告

(送達場所)

〒 市 区

被 告

遺言無効確認等請求事件

訴訟物の価額 金 円

ちょう用印紙額 金 円

## 第1 請求の趣旨

- 1 別紙遺言目録記載の亡 〇〇〇 の平成 〇〇 年 〇 月 〇 日付け自筆証書遺言は無効であることを確認する。
  - 2 被告は亡 〇〇〇 の相続財産につき相続権を有しないことを確認する。
  - 3 訴訟費用は、被告の負担とする。
- との判決を求める。

## 第2 請求の原因

- 1 当事者について（別紙相続人関係図参照）

### 2 遺産について

亡 〇〇〇 の遺産は、別紙遺産目録記載のとおりである。

なお、当該遺産は、現時点で原告が認識している遺産である。

### 3 遺言書の検認について

### 4 本件遺言書が無効であることについて

- (1) 無効原因について
- (2) 亡 〇〇〇 の自筆による宛名書きについて
- (3) 本件遺言書の筆跡と 〇〇〇 の筆跡との比較
- (4) 小結

以上のように、亡 〇〇〇 の真筆による 〇〇〇 の筆跡と、本件遺言書の筆跡は明らかに異なる。

したがって、本件遺言書は、亡 〇〇〇 の自書によるものではないから、方式の瑕疵があるため、無効である。

## 5 被告が相続権を有しないこと

### (1) 本件遺言書の偽造について

「被相続人の遺言書を偽造」した者は、相続欠格事由に該当し、当該被相続人の相続財産につき相続権を失う（民法891条第5号）。

被告は、以下のように、本件遺言書を偽造したと考えられることから、相続欠格事由に該当し、相続権を失うと考える。

### (2) 本件遺言書の発見及び保管の状況について

### (3) 本件遺言書の内容について

### (4) 小結

以上のように、被告以外の第三者が本件遺言書を偽造するということは考えられず、また本件遺言書の内容からすると、被告には本件遺言書を偽造する強い動機が認められることから、本件遺言書は、被告によって偽造されたものであると考えられる。

したがって、本件遺言書を偽造した被告は、相続欠格事由に該当することから、亡 〇〇の相続財産につき相続権を失うと考える。

## 6 結論

よって、本件遺言書が無効であること及び被告が亡 〇〇の相続財産につき相続権を有しないことの確認を求める。

以 上